

北九州市の新型コロナワクチン情報

市ホームページ「新型コロナウイルスワクチン接種に関する総合案内ページ」▶



令和4年5月31日時点の情報です。状況に応じて変更になる可能性があります。最新情報は市のホームページなどでご確認ください。

▶【4回目接種】を実施しています

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクや、これまでに報告されている4回目接種の有効性・安全性等の情報を踏まえ、「重症化予防」を目的として、3回目接種から5カ月が経過した下記の人を対象に4回目接種を実施しています。その他の人への4回目接種は、国が引き続きさまざまな情報を収集しながら検討を行っています。

(1) 60歳以上の人

3回目接種から5カ月経過した人へ、順次4回目の接種券を送付しています。接種券が届いた人から予約・接種が可能です。

3回目を接種した日	到着予定日(目安)
～令和4年1月5日	送付済
令和4年1月6～12日	令和4年6月13～17日
令和4年1月13～19日	令和4年6月20～24日
令和4年1月20～26日	令和4年6月27日～7月1日

※以降、1週間ごとにまとめて送付します。

(2) 基礎疾患がある人など

18歳以上59歳以下で基礎疾患がある人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人が対象です。4回目接種を希望する人は、接種券発行の申請が必要です。右記の方法で申請してください。

申請は自己申告で、医師の診断書等は不要です。ご自身が該当するかどうか不明な場合は、必要に応じてかかりつけ医などに相談してください。なお、接種券は3回目接種から5カ月経過時に送付します。



▲基礎疾患などの具体的内容はコチラから

〈基礎疾患がある人などの接種券申請方法〉

インターネット(電子申請)で申請を受け付けます。

ただしインターネットでの申請が難しい人は

■各区役所相談窓口

受付日時:月～金曜日(祝・休日は除く)の9～17時

■コロナワクチンコールセンター(☎0120・489・199)

でも申請を受け付けます。

電子申請は
コチラから



〈4回目接種〉実施会場・日時(6月)

実施会場	実施日時	使用ワクチン
・あるあるCity 2号館1階 ・コムシティ3階	水・木・金曜日の 18～21時	武田/モデルナ社製
	土曜日の14～17時、 18～21時 日曜日の10～13時、 14～17時	ファイザー社製

※1～3回目接種と共通の会場です。

※7月中旬から接種対象者の増加に合わせ、集団接種会場の増設、個別接種の再開などを予定しています。

〈お問い合わせ〉

コロナワクチンコールセンター

☎0120・489・199

■受付時間:9～17時 ■対応言語:日本語・英語・中国語・韓国語
※聴覚障害のある人は☎383・0820

恒保健福祉局感染症医療政策課 ☎582・2919

住民税非課税世帯などへ臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、国の経済対策として、令和4年度に新たに住民税非課税となる世帯などへ臨時特別給付金を支給します。

支給額

一世帯当たり10万円

対象

次の①か②のいずれかに該当する世帯。

- ① 基準日(令和4年6月1日)時点で本市に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。
- ② 令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

※令和3年度分の住民税均等割が非課税か、令和3年1月以降に家計が急変し、すでに給付金を受け取った世帯は除く。

※住民税が課税されている人の扶養親族だけからなる世帯は除く。

申請方法

①の対象となる可能性のある世帯に確認書を6月14日から順次送付します。内容を確認の上、返送してください。

②の対象世帯が給付金を受けとるには申請が必要です。申請書

低所得の子育て世帯へ生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰で困っている低所得の子育て世帯を対象に、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

支給額

児童一人あたり一律5万円

対象

〈低所得のひとり親世帯〉

- 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人 ↓ **5月31日に支給済み**
- 公的年金給付などを受けていることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 ↓ **申請が必要**

令和4年3月31日時点で17歳以下の子供(障害児は19歳以下)を養育しており、①、②のいずれかに当てはまる世帯(令和4年4月以降、令和5年2月28日までに生まれる新生児も対象) ↓ **いずれも申請が必要**

① 令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯



▲市ホームページ「子育て世帯生活支援特別給付金」

問「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口
☎582・3630
受付時間:月～金曜日(祝・休日、年末年始は除く)の9～17時

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が住民税非課税相当となった世帯

申請期間
6月13日～令和5年2月28日。
対象や申請方法など詳細は問を。市のホームページ(左記を読み取り)でも確認できます。



▲市ホームページ「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について」

問臨時特別給付金コールセンター
☎0120・034・553
受付時間:月～金曜日(祝・休日は除く)の9～17時